

(別添日程)

令和7年度 前期・後期 特定事業所集中減算の取扱いスケジュールについて

「令和7年度居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算の取扱いについて」に基づく、紹介率最高法人の紹介率が80%を超え、「正当な理由」として申し出られた場合の減算の適否の判断は、下記の日程で行う予定です。

なお、「正当な理由」と認められるかどうか等の照会には応じられませんので御了承ください。

記

前 期	手 続 き
(令和7年) 8月1日	・ 紹介率最高法人への紹介率が80%を超える見通しだが、「その他 正当な理由」(⑤の理由の場合)がある場合の市への申し出期限
8月4日～ 8月22日	・ 上記申し出のあった事業所のヒアリング等の実施 ※日程については追って連絡します。
9月初旬	・ ヒアリング等の結果、やむを得ないと判断するかどうかの通知
9月12日 【必着】	・ 特定事業所集中減算に係る報告書類提出 ※追加で資料を求める場合があります。

後 期	手 続 き
(令和8年) 1月30日	・ 紹介率最高法人への紹介率が80%を超える見通しだが、「その他 正当な理由」(⑤の理由の場合)がある場合の市への申し出期限
2月2日～ 2月20日	・ 上記申し出のあった事業所のヒアリング等の実施 ※日程については追って連絡します。
3月初旬	・ ヒアリング等の結果、やむを得ないと判断するかどうかの通知
3月13日 【必着】	・ 特定事業所集中減算に係る報告書類提出 ※追加で資料を求める場合があります。